

奈良市公報

第8号

令和元年10月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
7 16	143	放置自転車等の保管	環境政策課
7 17	144	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 18	145	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
7 18	146	放置自転車等の保管	環境政策課
7 19	147	奈良市議会臨時会の招集	総合政策課
7 19	148	差押調書の公示送達	滞納整理課
7 22	149	奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更	産業政策課
7 22	150	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
7 22	151	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課
7 22	152	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
7 22	153	生活保護法の規定による施術者の指定	保護第一・第二課
7 22	154	放置自転車等の保管	環境政策課
7 24	155	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 25	156	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
7 25	157	奈良市公報号外第8号に掲載	子ども育成課
7 26	158	奈良市公報号外第8号に掲載	公園緑地課
7 26	159	自動車臨時運行許可番号標番号の失効	市民税課
7 26	160	放置自転車等の保管	環境政策課
7 29	161	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
7 23	10	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課
7 23	11	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課
7 23	12	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課

教 育 委 員 会			
月 日	番号	件 名	主 管
7 19	6	臨時教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会			
月 日	番号	件 名	
7 19	4	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年7月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年7月16日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 144 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

令和元年7月17日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年9月4日

奈良市指令整開 第18A-24号

平成30年12月7日

奈良市指令整開 第18A-24-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為

令和元年7月16日

第1695号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町1514番66

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町396番5号グランパル佐保303

大西 征爾

奈良市告示第 145号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 7 月 18 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
辻口医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目 1-28	令和1年5月31日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年7月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年7月18日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 147 号

次に掲げる事件を付議するため、令和元年7月22日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

令和元年7月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

記

1. 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第3号）について

奈良市告示第148号

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和元年 7月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第 149 号

奈良市勤労者総合福祉センター条例(平成15年奈良市条例第18号)第3条の3第2項の規定により、令和元年10月20日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

令和元年7月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第 150 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 7 月 22 日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション 優	奈良県奈良市右京四丁目14-23	令和1年6月30日

奈良市告示第 151 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

令和 元 年 7 月 22 日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和1年6月30日
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション 優	奈良県奈良市右京四丁目1 4-23		
医療法人ひまわり会	奈良県奈良市右京四丁目1 4-23		

奈良市告示第 152 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

令和 元 年 7 月 22 日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
SOMPOケア 三条桧町 訪問介護	奈良県奈良市三条桧町22-12	居宅 訪問介護 訪問型サービス(独自) 訪問型サービス(独自/定率)	令和1年7月1日
SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番8号		

奈良市告示第 153 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 7 月 22 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
門田 健一		あんま	令和1年5月28日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町 835番地の1 大和紀寺 ビル305号		
門田 健一		はり・きゆう	令和1年5月28日
株式会社フレアス	奈良県奈良市白毫寺町 835番地の1 大和紀寺 ビル305号		

奈良市告示第 155 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

令和元年7月24日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年9月28日	奈良市指令整開	第18A-33号
平成30年11月14日	奈良市指令整開	第18A-33-1号
令和元年5月28日	奈良市指令整開	第18A-33-2号
令和元年7月19日	奈良市指令整開	第18A-33-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為	令和元年7月24日	第1696号
公共施設	令和元年7月24日	第832号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松二丁目224番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市常称寺町17番5号MKビル2階
株式会社 レーヴ 代表取締役 金本 恭太郎

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松二丁目224番1の一部

(2) 下水道

奈良市平松二丁目224番1の一部

奈良市告示第 156 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者より廃止の届出がありましたので、第78条第2号及び第85条第2号の規定により公示します。

令和元年7月25日

奈良市長 仲川 元庸

廃止事業所(奈良市受付分)

廃止

【(介護予防)福祉用具貸与】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2970101529	奈良市北之庄西町1-8-10	株式会社セリオ 奈良営業所	静岡県浜松市西区湖東町3472番2	株式会社 セリオ 8080401002745	令和元年7月31日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名 法人番号	
2970107815	奈良市七条町100番地の4	ほっとハート居宅介護支援事業所	奈良市七条町100番地の4	日本ホスピタルサポート株式会社 1150002001369	令和元年8月11日

奈良市告示第159号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のとおり告示します。

令和元年7月26日

奈良市長 仲川 元 庸

自動車臨時運行 許可番号標番号		失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良	2287	令和元年7月25日	省略	平成30年1月30日
奈良	2388	令和元年7月25日	省略	平成30年2月2日
奈良	2414	令和元年7月25日	省略	平成30年9月15日

奈良市告示第 161 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

令和元年7月29日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年5月20日 奈良市指令整開 第19A-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年7月29日 第1697号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市杏町58番2の一部及び58番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西九条町243番地

奥村 吉治

公當企業

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月23日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
村瀬設備工業所	村瀬 治男	京都府相楽郡精華町大字菱田小 字十ノ坪42-10	令和元年6月28日

奈良市企業局告示第11号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

令和元年7月23日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
株式会社山雄設 備	代表取締役 山雄 嵩	奈良市南田原町字中出761番 地	令和元年7月3日

奈良市企業局告示第12号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年7月23日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社村瀬設備	代表取締役 村瀬 治男	京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42-10	令和元年6月28日
ナカタ産業株式会社	代表取締役 中 田 惠三	大阪府吹田市穂波町6-6	
谷田土木水道	谷田 竜二	奈良市西九条町二丁目10番地の2	
やまと技建	池田 将也	奈良市杏町568番地の1 B-105	

教育委員会

奈良市教育委員会告示第6号

令和元年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和元年7月19日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和元年8月2日(金)

午前10時から

2 場 所

奈良市教育センター(はぐくみセンター) 8階 中講座室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第24号 令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書の採択について

議案第25号 令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書の採択について

議案第26号 令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。

受付場所は、奈良市教育センター 8階 コミュニケーションプラザ前にて行います。

定員は80名で、定員を超える場合は抽選を行います。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 4 号

令和元年7月奈良市農業委員会通常総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和元年7月19日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

1 日 時

令和元年7月26日（金曜日） 午後2時

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地利用最適化推進委員長及び同副委員長の任命について
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
- (3) 農地利用最適化交付金について
- (4) 農地利用状況調査の実施及び非農地判断について